

別 表

1. 用語の定義

- ① 重大災害：労働死亡災害及び1度に3人以上の死傷者を出した災害及び運転業務では、加害死亡事故及び3人以上の死傷者または3台以上の廃車・車両修理が必要となった加害交通災害を指す。
- ② 休業災害：労働災害で休業が4日以上（身体障害の対象となる不労災害を含む。）を指す。運転業務では加害事故により、4日以上（身体障害の対象となる不労交通災害を含む。）及び廃車が必要となった加害交通災害を指す。
- ③ 度数率：100万延実労働時間あたりの、労働災害による死傷者数をもって災害発生の頻度を表す。
- ④ 強度率：1,000延実労働時間あたりの労働損失日数をもって災害の重さの程度を表す。

2. 度数率・強度率の算出法

① 度数率

$$\text{度数率} = \frac{\text{労働災害による死傷者数}}{\text{延実労働時間数}} \times 1,000,000$$

注) 同一人が2回以上被災した場合には、死傷者数はその被災回数として算出
労働災害による死傷者数とは、休業1日～3日の労働災害も含む

② 強度率

$$\text{強度率} = \frac{\text{延労働損失日数}}{\text{延実労働時間数}} \times 1,000$$

注) 「延労働損失日数」とは、労働災害による死傷者の延労働損失日数をいう。

③ 労働損失日数の算出基準

- イ 死亡（労働災害のため死亡した者（即死のほか負傷が原因での死亡を含む））・・・7,500日
- ロ 永久全労働不能（労働基準法施行規則に規定された身体障害者等級表の第1級から第3級に該当する障害を残す者）・・・別表の身体障害等級1～3級の日数7,500日
- ハ 永久一部労働不能（身体の一部を完全に喪失した者）・・・別表の身体障害等級4～14級の日数（50～5,500日）
- ニ 一時労働不能（災害発生の翌日以降、少なくとも1日以上は負傷のため労働できる期間を経過すると治癒し、身体障害等級の第1級から第14級に該当する障害を残さない者）
・・・暦日の休業日数に300/365を乗じた日数

④ 身体障害等級別労働損失日数表

等級	1～3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
日数	7,500	5,500	4,000	3,000	2,200	1,500	1,000	600	400	200	100	50

3. 度数率・強度率の基準値は次の通りとする。

- ① 度数率の限界値：n≤1.6
- ② 強度率の限界値：n≤0.09